

阿賀野市地域包括支援センター阿賀野

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者の名称等

事業者名	阿賀野市地域包括支援センター阿賀野
代表者	阿賀野市長 加藤博幸
所在地	阿賀野市岡山町10番15号
	阿賀野市役所内 電話 62-2510
事業者番号	1502100017
指定年月日	平成18年4月1日
サービス提供地域	阿賀野市内のうち水原地区及び京ヶ瀬地区
その他相談窓口	京ヶ瀬支所

(2) 営業日及びサービス提供の時間帯

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

備考 土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日は営業いたしません。

(3) 職員体制

当事業所には、管理責任者1名を置くとともに、次に掲げる職種の常勤職員を専任で配置しています。

- ① 保健師 1名以上
- ② 主任介護支援専門員 1名以上
- ③ 社会福祉士 1名以上
- ④ 事務職員 1名

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

(1) 介護予防サービス計画及び介護予防支援計画の作成

① 地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）は、専任の職員の中から介護予防サービス計画及び介護予防支援計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）作成担当者を定め介護予防サービス計画等の作成に関する業務を行うものとします。

また、業務の実施にあたっては、当事業所の専任職員がそれぞれの職種の専門性を生かし、協働して介護予防サービス計画等作成のための支援を行います。

② 支援センターは、介護予防サービス計画等の作成にあたり、利用者又は利用者の家族に対し、当該地域におけるサービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等の情報を適正に提供し、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、利用者にサービスの選択を求められるようにします。

③ 支援センターは、介護予防サービス計画等の作成にあたり、利用者の有している能力、利用しているサービス、環境等の評価を行い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう支援すべき課題を把握するよう努めます。

④ 支援センターは、介護予防サービス計画等の作成にあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族等に面接し、利用者等の希望又は意向を尊重して業務を行うものとします。

⑤ 支援センターは、把握された課題等に基づき、当該地域における介護予防給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提

供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画等の原案を作成します。

⑥ 支援センターは、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとします。

(2) サービス実施状況の継続的な把握、評価

支援センターは、介護予防サービス計画等作成後においても、少なくとも3か月に1回は利用者に面接し、サービス実施状況及び利用者の課題の把握を行い、必要に応じて、介護予防サービス計画等の変更、サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

(3) その他

支援センターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）のほか、被保険者の要支援認定等に係る申請手続き、介護保険以外の保健福祉サービスの手続き等に必要な協力・援助を行います。

また、支援センターは、介護予防サービス計画等作成担当者の資質向上を図るため、当事業所において研修会を実施するとともに国、県が主催する研修会等に参加させることとします。

3 利用者負担金

(1) 利用料

要支援認定（要支援1・要支援2）を受けられた方の介護予防サービス計画の作成に係る費用は介護保険から全額支給されますので自己負担はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等があった場合は、介護保険から支払われない場合があります。その場合は、利用者は1か月につき、4,420円の利用料（初回利用の場合、利用料に3,000円を加算、委託による利用となる場合は、委託連携加算としてさらに3,000円を加算）を支援センターに支払っていただくこととなります。

4 運営方針

(1) 支援センターは、介護保険法等関連法令及び利用契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて尊厳あるその人らしい生活を継続することのできるよう配慮します。

(2) 支援センターは、利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスが受けられるよう、サービス事業者、主治医、医療機関、阿賀野市の保健福祉担当部署等との連携を深めるとともに、多様なサービスや地域の社会資源を活用し、総合的かつ効果的な計画を立案・提供できるよう努めます。

(3) 支援センターは、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、特定のサービス種類、特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正・中立な立場で業務を行います。

5 高齢者虐待防止

支援センターは、虐待防止のために必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止責任者の設置

- | | | | |
|-----------|-------------------|-------|-------|
| ① 虐待防止担当者 | 阿賀野市地域包括支援センター阿賀野 | センター長 | 山崎 あい |
| ② 虐待防止責任者 | 阿賀野市高齢福祉課 | 課長 | 山寄 美佳 |

6 感染症予防及びまん延防止

支援センターは感染症の発症と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果についてセンター内に周知徹底をします。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でも利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するためと、非常時の体制での業務再開を図るための業務継続計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 支援センター内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 秘密の保持

- (1) 支援センターは、当センターの職員に対して、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう義務づけています。
- (2) 支援センターは、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者等の同意を得るものとします。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

サービス内容に関する苦情等の相談については、下記のとおり対応いたします。

(1) 苦情解決責任者

阿賀野市高齢福祉課 課長 山寄 美佳

(2) 苦情受付担当

阿賀野市地域包括支援センター阿賀野 センター長 山崎 あい

(3) 利用方法

名 称	阿賀野市地域包括支援センター阿賀野
所 在 地	〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号
電 話	0250-62-2510 FAX 0250-61-2036
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

② 苦情の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

④ 事業所で解決できない苦情

下記行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

□ 阿賀野市民生部高齢福祉課介護保険係

所在地 〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

電 話 0250-62-2510 FAX 0250-61-2036

- 新潟県国民健康保険団体連合会介護サービス相談室
所在地 〒950-8560 新潟市中央区新光町7番地1
電話 025-285-3022
- 新潟県介護保険審査会
所在地 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5195

10 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医や家族への連絡等の必要な措置を講じるものとします。

11 事故発生時の対応について

利用者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

- (1) サービスの提供により、利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

介護予防支援等の開始にあたり、令和 年 月 日に利用者又は代理人に対し、本書面に基づき重要事項の説明をするとともに、本書面以外についても説明しました。

【事業者】

住 所	阿賀野市岡山町10番15号
名 称	阿賀野市地域包括支援センター阿賀野
代表者	阿賀野市長 加藤博幸
担当者	阿賀野市地域包括支援センター阿賀野

私は、本書面により、令和 年 月 日に事業者から介護予防支援等について説明を受け了承しました。

【利用者】

住 所	阿賀野市
氏 名	

【代筆者】

住 所	阿賀野市
氏 名	